

放課後子どもプランの実施状況について

【調査概要】

○ 「放課後子どもプラン」の実施状況や実施に当たっての課題等について把握するため、文部科学省と厚生労働省が合同で都道府県(47)、指定都市・中核市(52)、市区町村(1,767)に調査を実施。[平成19年12月1日現在]

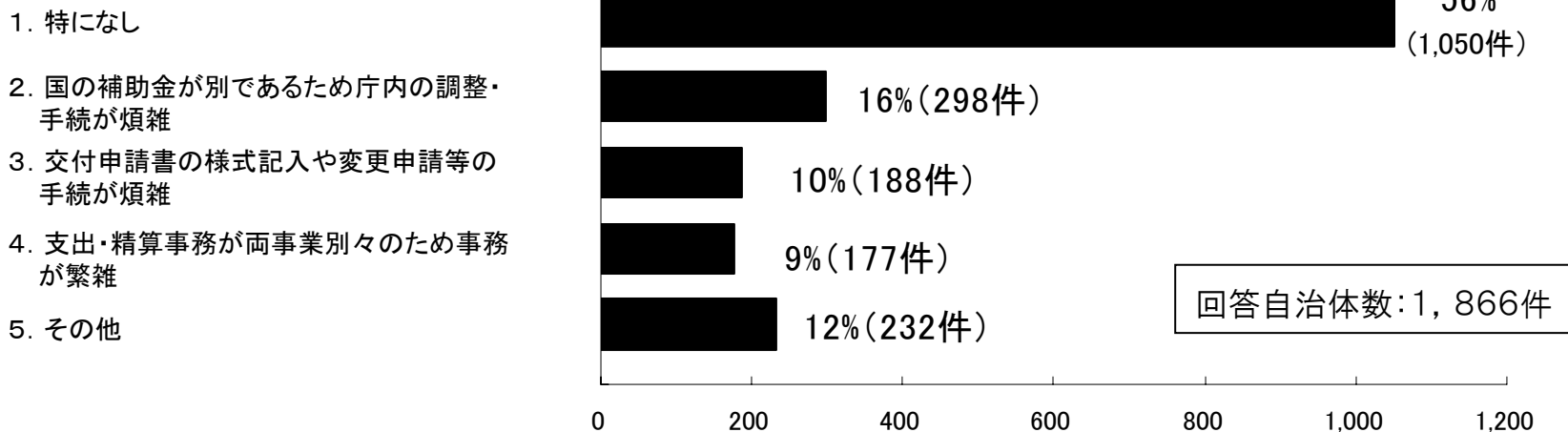
主な結果は以下のとおり。

※ 「3. 未実施小学校区の状況」及び「4. 事業計画の策定状況」については、指定都市・中核市、市区町村のみが回答

※ 「4. 事業計画の策定状況」の有無の問いを除き、複数回答可。

1. 「放課後子どもプラン」の事務手続き上の課題について

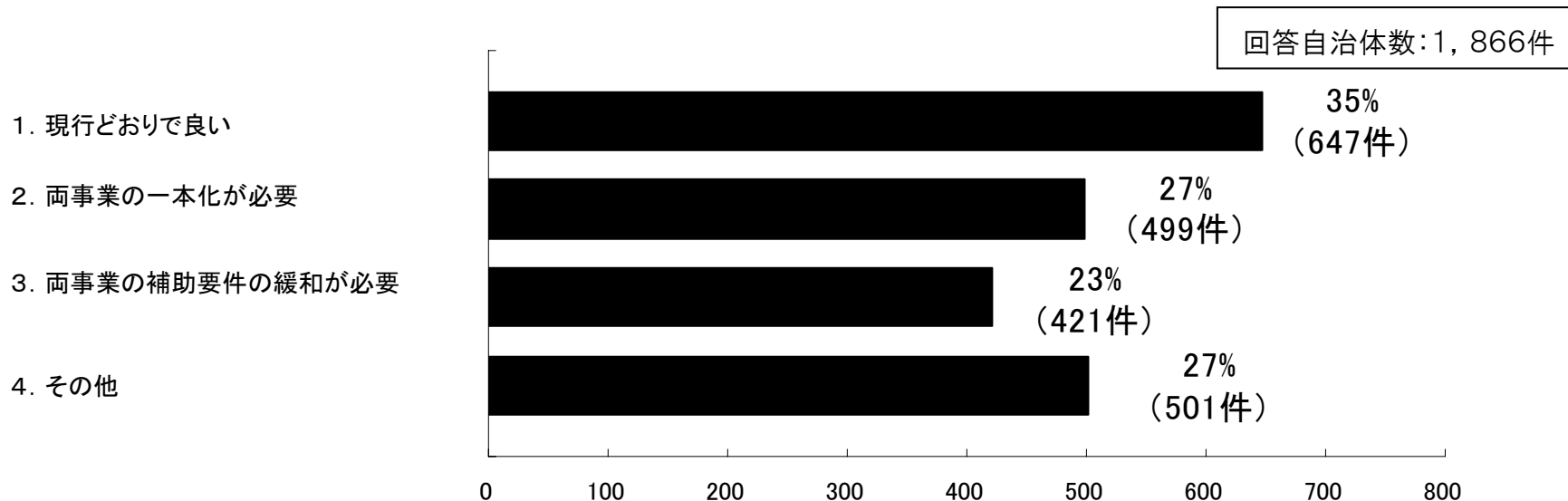
◆ 「放課後子どもプラン」の実施に当たっての事務手続き上の課題については、「特になし」と回答した自治体が56%、「国の補助金が別であるため庁内の調整・手続きが煩雑」が16%、「交付申請書の様式記入や変更申請等の手続きが煩雑」が10%となっている。



◆ なお、「その他」の主な内容は、「現段階では課題が無い又は分からない」(45件)、「事業所管課が違うため、事務手続や調整が煩雑」(30件)、「両事業の調整が煩雑」(23件)などである。

2. 「放課後子どもプラン」の実施上の課題について

- ◆ 「放課後子どもプラン」の事業実施に当たっての課題については、「現行どおりで良い」が35%、「両事業の一本化が必要」が27%、「両事業の補助要件の緩和が必要」が23%となっている。
- ◆ なお、「両事業の一本化が必要」とした主な理由は、「事務の効率化が図れる(所管課間の連携が煩雑)」(97件)、「対象児童の年齢が同じため」(53件)、「両事業の調整が容易・事業を効率的に実施できる」(49件)などである。

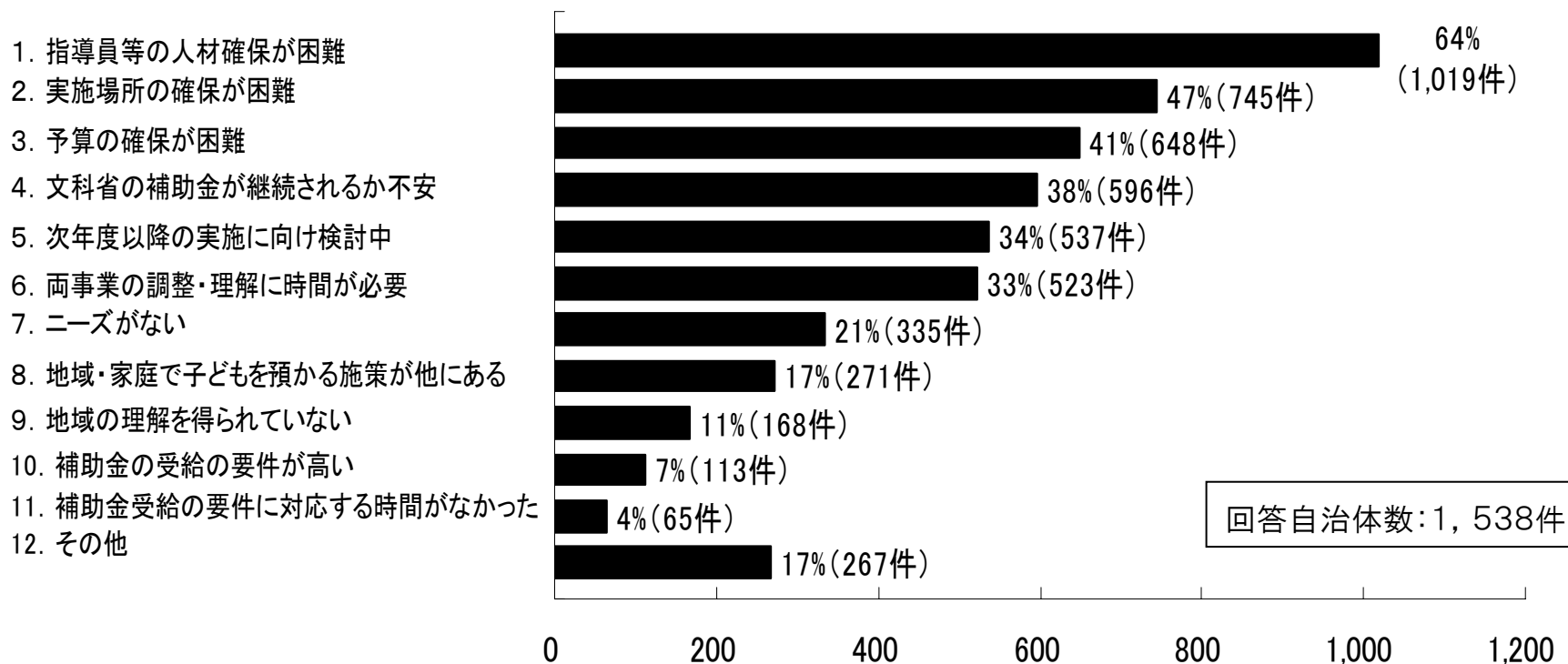


- ◆ 「両事業の補助要件の緩和が必要」の具体的な内容について、主なものは次のとおり。
 - 放課後子ども教室・・・「補助額の増額が必要」(53件)、「開設日数や開設時間要件の緩和」(41件)、「補助対象経費や補助対象の拡大」(31件)
 - 放課後児童クラブ・・・「開設日数や開設時間要件の緩和」(111件)、「小規模クラブへの補助」(44件)、「大規模クラブへの補助の継続」(26件)
- ◆ また、「その他」の主な内容は、「人材や実施場所の確保が困難」(82件)、「両事業の連携・調整が困難」(71件)、「両事業を一本化する必要はない」(54件)などである。

3. 未実施小学校区の状況について

(1) 放課後子ども教室を実施していない理由

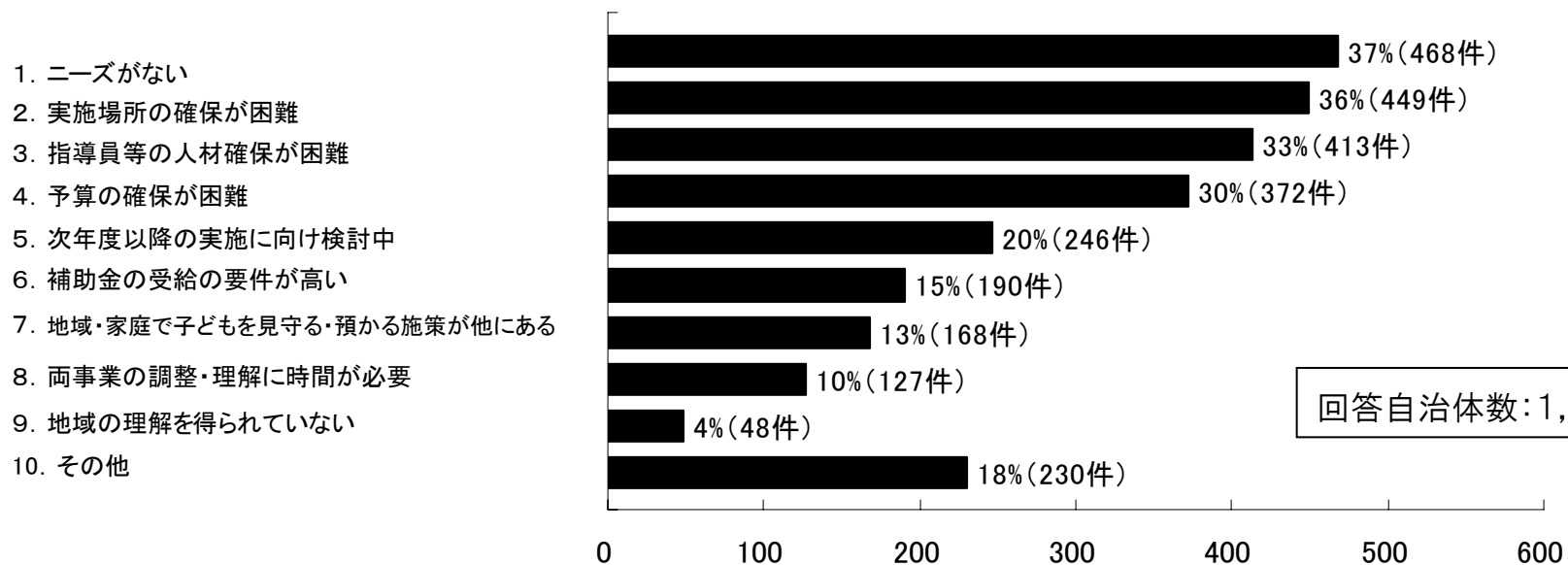
- ◆ 放課後子ども教室を実施していない小学校区における未実施の理由については、「指導員等の人材確保が困難」が64%、「実施場所の確保が困難」が47%、「予算の確保が困難」が41%となっている。



- ◆ なお、「その他」の主な内容は、「類似事業が市町村独自で行っているため」(60件)、「検討中・ニーズの把握が必要」(30件)、「ニーズが少ない」(23件)などである。

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

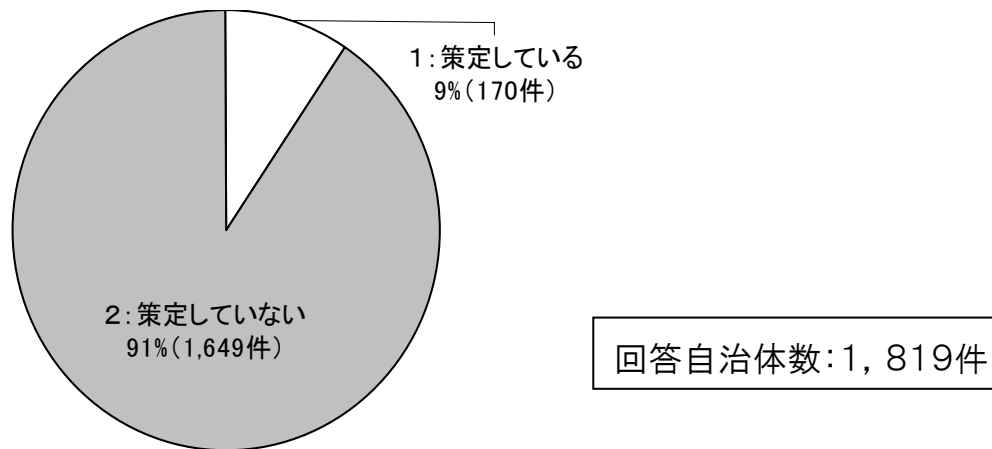
◆ 放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



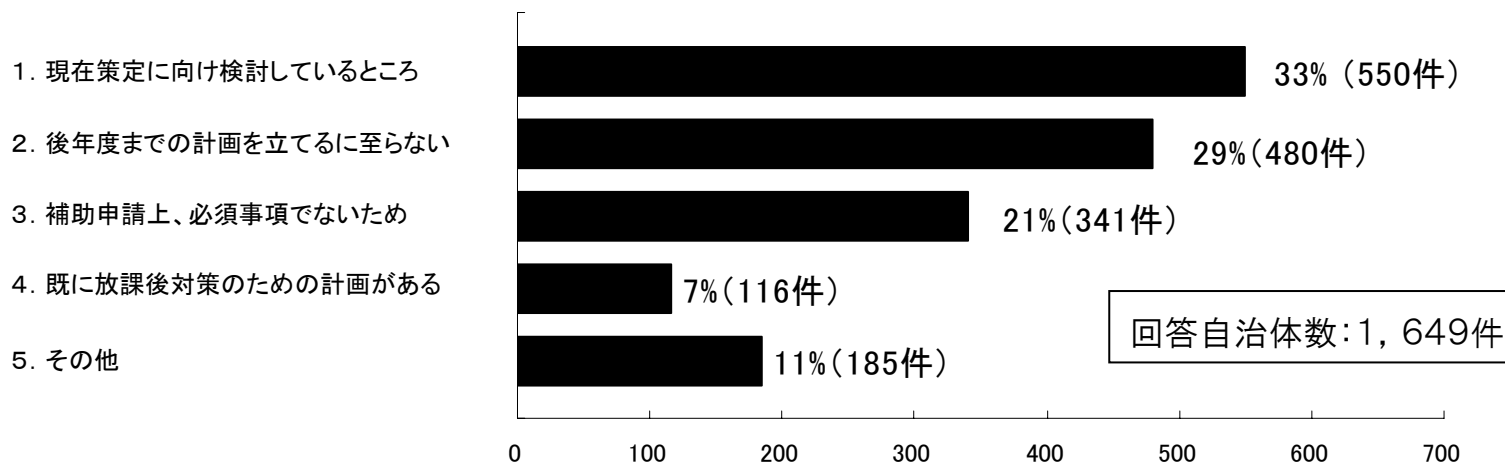
◆ なお、「その他」の主な内容は、「1クラブで複数の小学校区を受け持っている」(56件)、「児童数が少ない」(46件)、「代替施設・事業がある」(32件)などである。

4. 「放課後子どもプラン」事業計画の策定状況

◆ 事業計画については、「策定している」が9%、「策定していない」が91%となっている。



◆ また、「策定していない」理由については、「現在、検討中」が33%、「後年度までの計画を立てるまでに至らない」が29%、「補助申請上、必須事項でないため」が21%となっている。



◆ なお、「その他」の主な内容は、「他の事業計画で代用」(35件)、「一方の事業のみ実施のため」(27件)、「必要性を感じない」(25件)などである。